

○小名浜港 異常気象・津波等安全対策実施要領（平成 18 年 7 月 7 日）の一部改正について
（小名浜港安全対策協議会会則（昭和 49 年 8 月 27 日）第 7 条第 3 号の規定に基づく実施要領）
令和 5 年 3 月 9 日

小名浜港安全対策協議会会長

小名浜港における異常気象・津波等安全対策実施要領（平成 18 年 7 月 7 日）の一部を次のとおり改正する。
次の表により改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を改正後に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(情報の伝達及び予め定める船舶の避難対策等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(異常気象・津波等安全対策委員会)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(業務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(情報の伝達及び予め定める船舶の避難対策等)</p> <p>第3条 情報の連絡系統は、別表2のとおりとし、変更のある場合は、速やかに、庶務担当機関(福島海上保安部)へ連絡するものとする。</p> <p>2 部会において予め定める船舶避難対策等は別表3のとおり。</p> <p>3 船舶は、気象庁が発表する津波に関する情報を入手した場合は、小名浜港長からの勧告や協議会等からの連絡を待つことなく、別表3に応じた対策を講じるものとする。</p> <p>4 協議会の会員は、発災時に本船との連絡が不通となる事態を想定し、入港時の訪船等に併せ、協議会による安全対策の概要を確実に周知するものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(異常気象・津波等安全対策委員会)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 異常気象・津波等安全対策委員会は、次の機関の代表者とする。</p> <p>東北地方整備局小名浜港湾事務所 福島地方気象台 福島県小名浜港湾建設事務所</p>

小名浜機船底曳網漁業協同組合
 小名浜水先区水先人会
 福島汽船㈱
 小名浜石油㈱
 五洋建設㈱福島営業所
 小名浜海陸運送㈱
 三洋海運㈱小名浜支店
 ㈱辰巳商会小名浜営業所
 東神油槽船㈱小名浜営業所
 福島海上保安部

別表3 (小名浜港)

- 1 注意喚起 (情報提供) (略)
- 2 警戒勧告 (第1体制) 及び避難勧告 (第2体制) (略)

(1) 警戒勧告

【発出基準・時期】	【取るべき措置】
① 台風・低気圧 ア次の場合に発出する。	(1) (略)
(1) 小名浜港が台風の強風域 (風速 15メートル/秒以上) にかかることが予想される場合。	(2) <u>小型船及び汽艇等は、安全な場所へ避難を開始すること。</u>
	(3) ~ (7) (略)

別表3 (小名浜港)

- 1 注意喚起 (情報提供) (略)
- 2 警戒勧告 (第1体制) 及び避難勧告 (第2体制) (略)

(1) 警戒勧告

【発出基準・時期】	【取るべき措置】
① 台風・低気圧 ア次の場合に発出する。	(1) 在泊船は荒天準備を行い、必要に応じて直ちに運航できるよう準備すること。
(1) 小名浜港が台風の強風域 (風速 15メートル/秒以上) にかかることが予想される場合。	(2) <u>危険物積載船舶、小型船及び汽艇等は、安全な場所へ避難を開始すること。</u>
	(3) 小型漁船、作業船及び台船は、流出防止等十分な安全対策を講じるこ

(2) 発達した低気圧が福島県沿岸を通過する場合等において、福島地方気象台から、浜通り南部に暴風警報若しくは波浪警報が発表される可能性が <u>ある</u> 場合又は発表された場合。 イ できる限り余裕をもって荒天準備ができる時期に発出する。	
② 津波 (略)	(略)
③ その他 (略)	(略)

<備考>

- (1) 小型船：プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない。）をいう。
- (2) 港外退避：港外の水深が深く、十分広い海域、沖合に避難する。
- (3) 情報注意：特に退避措置はとらないが、津波注意報が解除されるまで情報に留意し、船舶の安全対策を取る。
- (4) 陸揚げ固縛：プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。
- (5) 機関使用：錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用する。

(2) 発達した低気圧が福島県沿岸を通過する場合等において、福島地方気象台から、浜通り南部に暴風警報若しくは波浪警報が発表される可能性が <u>高い</u> 場合又は発表された場合。 イ できる限り余裕をもって荒天準備ができる時期に発出する。	と。 (4) 気象情報の伝達及び船舶関係者との連絡を確保すること。 (5) 係留中の小型船の流出・転覆が多数発生しているため、防止対策について関係者への情報伝達を徹底すること。 (6) 港内及び沖合に錨泊中の船舶に対し、走錨防止対策の徹底を周知すること。 (7) 気象・海象の変化を前広に予測し、時機を失することなく、海難防止のための適切な措置を講じること。
② 津波 (略)	(略)
③ その他 (略)	(略)

<備考>

- (1) 小型船：プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない。）をいう。
- (2) 港外退避：港外の水深が深く、十分広い海域、沖合に避難する。
- (3) 情報注意：特に退避措置はとらないが、津波注意報が解除されるまで情報に留意し、船舶の安全対策を取る。
- (4) 陸揚げ固縛：プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。
- (5) 機関使用：錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用する。

<p><u>20メートル／秒以上</u> (ただし、風向が北東～南東～南西方向の場合。) ii)～iii) (略)</p> <p>(3) (略)</p>		<p><u>18メートル／秒以上</u> (ただし、風向が北東～南東～南西方向の場合。) ii) 陸上において予想される最大風速が18メートル／秒以上 (ただし、風向が上記 i) のただし書に定める場合を除く。) iii) 海上において予想される波の高さが6メートル以上(ただし、波向が北東～南東～南西方向の場合。) (3) 台風又は発達した低気圧による長周期波の港内浸入で在港船舶を避難させる必要があると認められる場合。 イ 次の各号の場合</p>	<p>を確保すること。 (6) 小名浜港仕向けの船舶がある代理店等は、当該船舶と連絡を行い、安全な港湾・泊地等へ避難又は安全な海域にて漂泊避難するよう調整を図ること。</p>
--	--	---	--

<p>(1)～(3) (略)</p>		<p>にできる限り余裕をもって荒天準備ができる時期に発出する。</p> <p>(1) 避難勧告発出時期は、原則として、上記アの発出基準に達する12時間以上前とするが、これにより夜間（概ね17:00以降）に発出することとなる場合は16:00頃までに発出する。</p> <p>(2) 避難勧告発出時期は、荷役手仕舞い等の出港準備及び安全な港湾・海域への移動時間等を考慮し、十分に余裕のある時期に発出することとしたものであり、避難勧告発出時をもって即避難開始</p>	
--------------------	--	--	--

		<p>との趣旨ではない。</p> <p>(3) 気象資料は福島地方気象台発表による注意報・警報、府県気象情報及び気象庁HPに公開されている沿岸波浪24時間予想のほか、福島地方気象台予報官から電話入手した情報も活用する（ただし、未発表情報については警戒勧告及び避難勧告文書には記載しない。）。</p>	
② 津波（略）	（略）	② 津波（略）	（略）
③ その他（略）	（略）	③ その他（略）	（略）
<p><備考></p> <p>(1)～(7) （略）</p>		<p><備考></p> <p>(1) 津波来襲までの時間的余裕無し：津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が無い場合</p> <p>(2) 津波来襲までの時間的余裕有り：津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が有る場合</p>	

- (3) 小型船：プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所での陸揚げは含まない。）をいう。
- (4) 港外退避：港外の水深が深く、十分広い海域、沖合に避難する。
- (5) 陸上避難：船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員、乗客、作業員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措施を取る。
- (6) 陸揚げ固縛：プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。
- (7) 機関使用：錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用する。

(3) 警戒勧告及び避難勧告の解除

【発出基準・時期】	【参 考】
(略)	(略)

(3) 警戒勧告及び避難勧告の解除

【発出基準・時期】	【参 考】
<p>次の場合に警戒勧告及び避難勧告を解除する。</p> <p>小名浜港が強風域を脱した時期、暴風警報・波浪警報が注意報に切り替えられる時期、津波注意報が解除される時期又は港内が平穏になる等、安全な港内停泊</p>	<p>【参考：発出内容例】</p> <p>〇〇日〇〇時〇〇分をもって警戒勧告又は避難勧告を解除します。</p> <p>※入港操船も含め、港内停泊の安全性を十分に確認のうえ入港すること。</p>

	が可能となった場 合。	

附 則

この要領は、令和5年3月9日から施行する。